

ANIMA (アニマ) 天理



2026年 2月号

発行者

天理市人権問題啓発活動推進本部

本部長 天理市長

事務局 人権センター



インターネットと人権

インターネットが生活に欠かせないインフラとなり、スマートフォンの登場で、誰もがいつでもどこでも手のひらの上で必要な情報やサービスを簡単に受け取ることができるようにになりました。

しかし便利になった一方、指先一つで、情報は瞬時に世界中へ拡散され、一度流出した情報や画像を完全に抹消することは極めて困難です。匿名性に隠れて放たれた言葉や画像は、時に凶器となり、一生消えない傷を相手に残します。

ネット画面の向こう側には心を持つた「人間」がいます。相手の反応が見えないからこそ、送信ボタンを押す前にもう一度読み返し、その言葉を投げかけられたらどう感じるかを考えてみましょう。相手の人権を大切にすることを忘れず、お互い思いやりの心を持ち、ルールとマナーを守って交流することができればいいですね。

同和問題について

同和問題と聞くと、「昔の話で解決しているはず」や「そっとしておけば自然になくなる」と思っていませんか。

2025(令和7)年は、「同和対策審議会答申」が出されて 60 年という節目の年でした。

同和対策審議会とは、被差別部落問題（同和問題）の解決に向けた国的基本的方策を審議するために1960（昭和35）年に総理府に設置された諮問機関で、1965（昭和40）年に上記の「同和対策審議会答申」で問題解決を「国策」と位置づけ、環境改善・福祉・教育・職業・人権の各分野での具体策と「特別措置法」の制定を提言し、これがのちの「同和対策事業特別措置法」に繋がりました。この答申は、部落差別が未解決であり、国が責任を持って解決すべき問題であるとしました。これを契機として多くの成果が生み出され、様々な人権問題への取組の基盤が作られました。

しかし、未だにインターネット上の誹謗中傷や差別的な書き込みなどが後を絶ちません。解決に向け一歩を踏み出すことができるように、正しく歴史的な背景や差別の現状を学び、あやふやな情報に惑わされないことが大切です。一人ひとりが改めて同和問題や人権について学び、考えてみませんか。

